

## ■■■任意継続に関してよくあるご質問■■■

### 任意継続と国民健康保険どちらに加入すればいいでしょうか。

双方の保険料や付加給付金制度、保健事業等を比較してお決め下さい。

国民健康保険は雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者の場合、国民健康保険料を軽減する制度がありますのでお住まいの市区町村役場 国民健康保険担当窓口にてご確認ください。

任意継続は在職時と同様に保険給付を受けることができますが、人間ドックを受診の際には自己負担金（12,000 円）が必要になります。

また、継続給付に当てはまらない傷病手当金や出産手当金は支給対象外です。

### 月の途中で任意継続に加入した場合、任意継続保険料は1ヶ月分の金額を支払うのでしょうか。

健康保険料は月末に加入している健康保険組合に納めることになっていますので、日割り計算はできず、1ヶ月分の保険料を支払うことになります。

### 退職後に支払われた給与から健康保険料が天引きされています。初回の任意継続保険料を納付すると重複して支払っているのではないのでしょうか。

在職中の健康保険料は翌月徴収、任意継続保険料は当月徴収になるため重複徴収ではありません。

#### 【9月1日入社の場合】

9月分保険料は10月支払の給与から天引きされます。

#### 【9月末日退職／10月1日から任意継続加入の場合】

9月分の保険料は10月支払いの給与から天引き、または退職時に調整され引かれています。任意継続保険料は10月分を10月中（納入告知書にある納付期限日迄）に健康保険組合へ直接お振込みください。

#### 【9月20日退職／9月21日から任意継続加入の場合】

9月分保険料は10月給与で徴収はされません。任意継続保険料は9月分から徴収になりますので、9月分保険料を9月中（納入告知書にある納付期日迄）に健康保険組合へ直接お振込みください。

### 1ヶ月前に退職しましたが、最近になって任意継続の制度を知りました。今から加入できますか。

資格喪失日(退職の翌日)から20日以内に申請する必要がありますので、残念ながら加入することはできません。

### 任意継続に加入をしたが、途中で国民健康保険に加入できないでしょうか。

任意継続被保険者資格喪失届をご提出ください。組合健保にて届を受理した日の属する月の翌月 1 日に任意継続被保険者の資格を喪失します。削除日について、任意の日付は指定できません。その後、国民健康保険へ加入をお願いします。  
任意継続被保険者資格喪失予定月の任意継続保険料は納めないようにしてください。

### 任意継続に加入をしたが、途中で家族が加入している健康保険の被扶養者になりたい。

任意継続被保険者資格喪失届をご提出ください。組合健保にて届を受理した日の属する月の翌月 1 日に、任意継続被保険者の資格を喪失します。削除日について、任意の日付は指定できません。その後、ご家族様が加入をしている健康保険へ扶養申請をしてください。扶養申請をする月の任意継続保険料は納めないようにしてください。

### 任意継続に加入をしたが、同月に就職が決まりました。保険料はどうなりますか。

同月に加入し脱退した場合は保険料をお返しすることができません。(健康保険法第 156 条)

#### 【9月1日任意継続加入／9月21日就職のため他の社会保険に加入】

9月分保険料は返金できません。

#### 【9月1日任意継続加入／10月1日に10月分任意継続保険料を納付／10月21日就職のため他の社会保険に加入】

10月分任意継続保険料を返金いたします。

### 数か月分まとめて保険料を振り込めますか。

任意継続の申請をした際、「保険料納入指定区分」で「毎月ごと」を選んだ場合は、まとめての振込はできません。  
必ず毎月 10 日(休みの場合は翌営業日)までに振込んでください。

### 保険料を振込み忘れた場合は、どうなりますか。

保険料の納入期日の翌日に資格を喪失しますので、ご自宅に「資格喪失証明書」をお送りします。喪失日以後は保険証が使えなくなりますので、速やかに GLV 健保にご返却ください。  
万が一、喪失日以後に使用していた場合には、使用した分の医療費を返還していただきます。継続的な通院をされている方は、病院にも資格喪失した旨をお伝えください。

### 再就職が決まりました。何か手続きは必要ですか。

就職が決まりましたら速やかに GLV 健保のサイトから「任意継続被保険者資格喪失届」をダウンロードし、

- ・「任意継続被保険者資格喪失届」
- ・ GLV 健保の保険証(全員分)
- ・ 新しい健康保険証のコピー(全員分)

を GLV 健保にお送りください。任意継続の資格喪失の手続きをします。